

# 東屋觀音発掘調査概報

宇治市指定文化財石造聖觀音菩薩坐像移転に伴う発掘調査



1996

宇治市教育委員会

## 序

宇治市では、現在、平等院を始めとする貴重な文化財が集中する宇治川谷口部分で、宇治橋の架け替えや周辺道路の整備などの都市基盤整備や源氏物語散策の道整備などの観光施設整備が進められ、より質の高い文化観光都市へと成長しつつあります。

さて、本書が収録する『源氏物語』の文学古蹟として東屋觀音と通称される石仏は、鎌倉後期と考えられる聖觀音菩薩坐像の秀作で、昭和47年度に宇治市教育委員会が宇治市文化財指定条例に基づいて宇治市指定有形文化財に指定したものです。

今回の発掘調査は、宇治橋の架け替えに伴う京都府道の拡幅工事によって、東屋觀音を北東に移転させるのに伴い、その土地に埋もれる付帯する文化財を保全し、かつ歴史的変遷を記録するために実施したものです。

成果の詳細は本文に報告されているとおりですが、江戸期に宇治が『源氏物語』宇治十帖の古地として注目されはじめたのに伴い、石仏周囲が整備され、現代へと受け継がれてきたことが判明しました。いわば宇治市が進める「源氏物語の街」づくりの、江戸時代版ともいえる観光地整備の歴史的実態が発掘されたと言えます。

最後になりましたが、事業者である京都府宇治土木事務所をはじめ、発掘調査にご協力いただいた東屋觀音奉贊会や地元町内会、調査のご指導をいただいた京都府教育委員会、そして関係各位に対して心よりのお礼を申し上げます。

平成8年3月

宇治市教育委員会

教育長 岩本昭造

## 目 次

1、はじめに .....	1
2、東屋観音の現況 .....	2
3、発掘調査の概要 .....	7
4、まとめ .....	12
抄録 .....	14

## 例 言

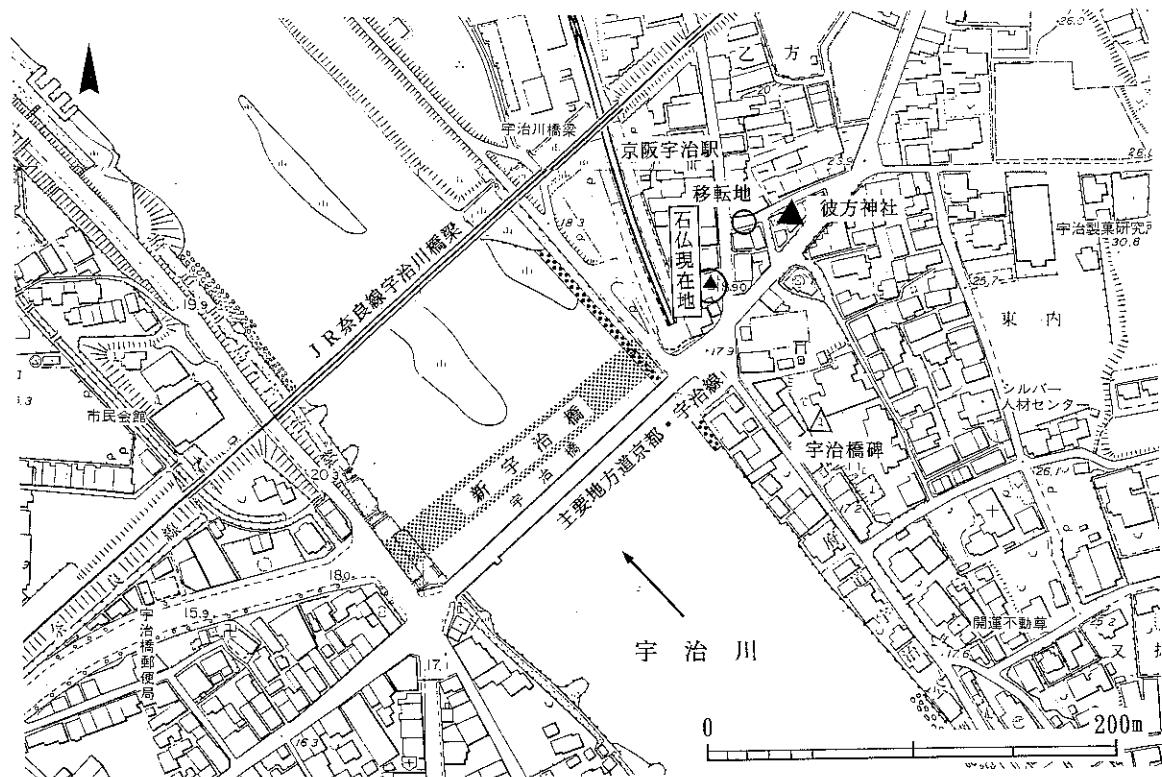
- 1、本書は、京都府宇治土木事務所が計画する宇治橋重要幹線街路事業に伴って提出された宇治市指定文化財現状変更申請により、宇治市教育委員会が京都府宇治土木事務所の委託を受けて実施した、宇治市指定文化財石造聖観音菩薩坐像所在地の発掘調査成果を収録したものである。
- 2、本発掘調査の責任者は宇治市教育委員会教育長岩本昭造とし、担当者を社会教育課文化財保護係主事杉本宏とし、事務局を社会教育課として実施した。
- 3、発掘調査に伴う土砂除去については（株）発掘建設リンクに委託し、現況の測量及び石仏の測量については（株）日開調査設計コンサルタントに委託して実施した。
- 4、調査の実施にあたっては、京都府教育委員会文化財保護課の指導をえた。
- 5、本発掘調査に関する資料及び出土品は宇治市教育委員会が保管している。
- 6、本書の編集は社会教育課があたり、編集実務と執筆を杉本宏が担当した。

## 1. はじめに

本報告は、宇治市が「宇治市文化財指定条例」に基づいて昭和48年3月30日付で有形文化財に指定した、宇治市宇治乙方5に所在する石仏「石造聖観音菩薩坐像」（通称東屋觀音）の移転に伴い、当該文化財所在地を発掘調査した概要をとりまとめたものである。

本指定文化財の移転は、宇治橋がその北隣りに建設された新宇治橋へと架け替わる（平成8年3月28日開通）ことに伴い、主要地方道京都・宇治線が拡幅され、当該文化財所在地がこの拡幅部分に含まれることとなったためである。この計画に基づいて本市教育委員会及び本市関係部局と事業者である京都府宇治土木事務所とが協議を行い、本指定文化財を付帯する諸施設と共に当拡幅事業によって廃道となる宇治東内20-1地先の宇治市道敷へ移転復元することとし、当該文化財所在地についても発掘調査を実施し地下に埋没する関係施設の保護を図ることとなった。発掘調査については本市教育委員会が京都府宇治土木事務所からの委託を受けて実施することとした。発掘調査の現地作業期間は平成7年9月1日から同年10月9日まであり、発掘調査した面積は約30m<sup>2</sup>である。

本発掘調査の実施にあたっては、京都府宇治土木事務所、京都府教育委員会、東屋觀音奉賛会、京阪電鉄株式会社、東禪寺をはじめ多くの方々よりご協力をいただいた。感謝したい。



第1図 東屋觀音（石仏）の所在位置図

## 2、東屋觀音の現況

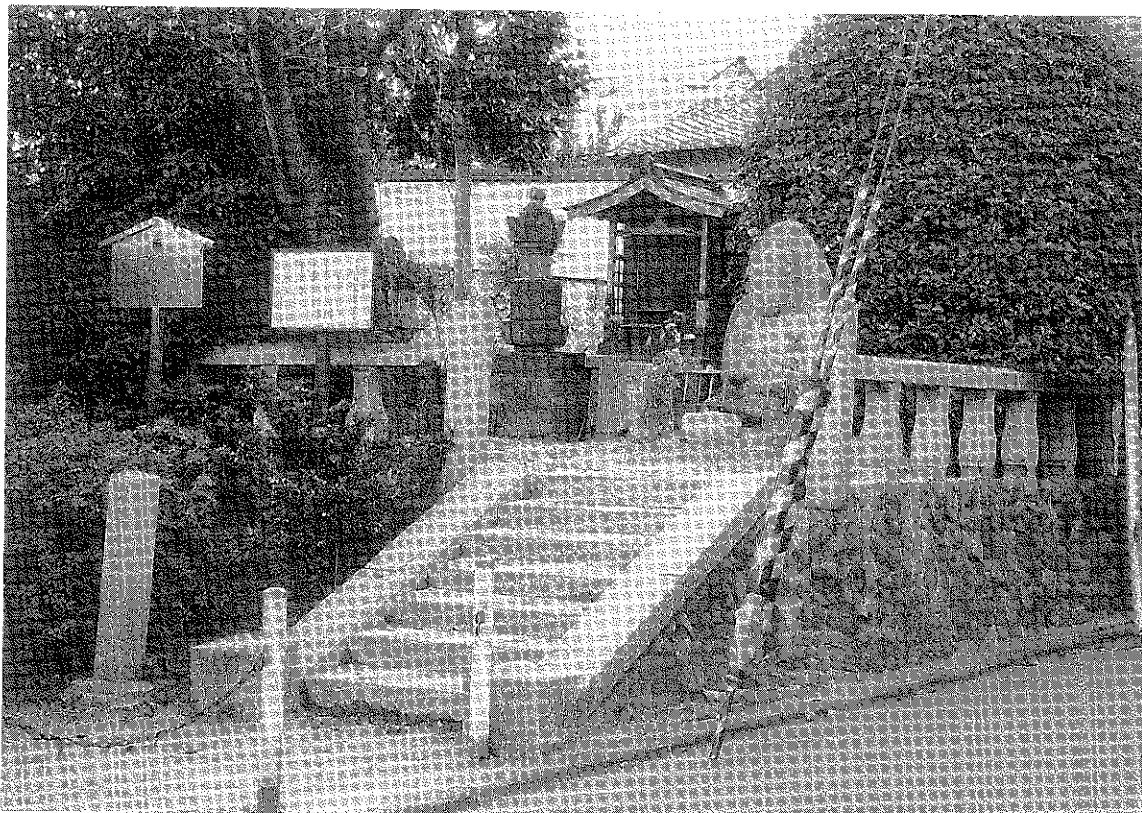
### A、概況

当該指定文化財の位置は、宇治橋東詰から奈良街道（旧道）が北に折れる、その曲り口の西側部にあたる。敷地は東西7m、南北10mの長方形であり、国有地となっている。東面は奈良街道に、西・南面は京阪宇治駅敷地に、北面は民家に接している。敷地の北半分には周囲より一段高く基壇が築かれ、壇上に石仏を始めとする石造品等が南面して置かれている。基壇南面には石段が付けられている。

この石仏が「東屋觀音」と通称されるのは、『源氏物語』五十四帖の内、後段の十帖である「宇治十帖」の「東屋」古跡に疑似比定されてきたことによる。また地元では「ダイニチサン」とも呼び、民間信仰の対象となっている。昭和47年度の宇治市の文化財指定に伴って地元町内会を中心として東屋觀音奉賛会が設立されている。

### B、現況基壇の状況

現況の基壇は、東西6.2m、南北4.4mの偏四角形の平面形を呈し、南辺東端に六段の石段がつく。基壇の高さは南辺で1.2m、北辺で0.4m程である。基壇面の標高は19.8mほどであ



第2図 東屋觀音の現況写真（南東から）

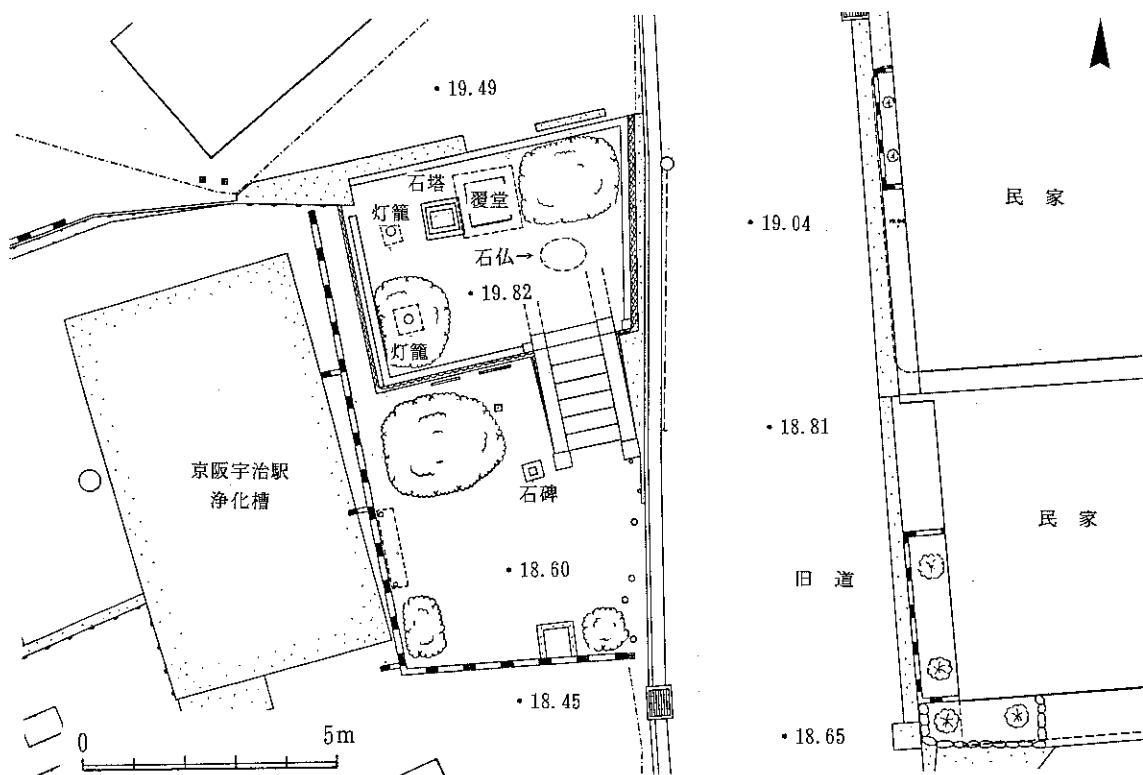
る。基壇の外装は人頭大の河原石を乱積みにしたもので、石の間をコンクリートによって固定している。基壇周囲には花崗岩製の石高欄が巡るが、これは昭和初期に整備されたもので、基壇乱積み外装も同時期のものと思われる。

基壇上面の諸施設の配置状況は、下記の図に示したとおり、石段を登ると石仏があり、その背後左手に、コンクリート製タイル貼り基礎の上に置かれた小さな覆堂（厨子）があり、その横に石塔・石灯籠、さらにもう一基の石灯籠が基壇南西部に置かれていた。植栽は、石仏背後にヒイラギ、石塔背後にツバキ、基壇南西隅にサクラが植えられていた。

まず、覆堂であるが、この内部には室町期の像高36cmほどの木造千手観音菩薩立像と江戸期の像高28cmほどの木造地蔵菩薩立像が安置されている。共に現在地の東南方にある川東集会の場所にあった觀音寺（明治12年廃絶）の仏像であり、近年まで同所にあったが、集会所が改築された時に現在地に移したものであるという。

石塔は、高さ170cmほどの凝灰岩製宝篋印塔であり、台座に文化11年（1814）の銘がある。表面は剥離が進み、一部にはコンクリートによる補修痕跡が認められる。

灯籠は、共に花崗岩製のもので、それぞれ延宝7年（1679）と元禄4年（1691）の銘がある。前者の高さが165cmほど、後者が190cmほどである。ただし、この両者とも部分ごとに不釣合があり、特に火袋部については前者がコンクリート製の後補、後者が未成品となっている点が注意される。



第3図 東屋観音付近現況測量図

### C、石 仏（宇治市指定有形文化財石造聖観音菩薩坐像）

この石仏が「東屋觀音」と通称されるのは、既に述べたとおり『源氏物語』古跡に古くより疑似比定されてきたためであり、指定上の正式名称は「石造聖観音菩薩坐像」である。製作年代は鎌倉時代後期と推定されている。

**本 体** 石仏本体は別造りの台座上に南面して安置されており、台座と共にやや前のめりとなっている。

石材は粒子の比較的粗い花崗岩であり、本体は像・光背を一石から厚肉に彫り出しである。細部については風化のため不明瞭ではあるが、光背の先端一部を欠損するだけで、全体によく残っている。本体の高さは125.5cmを測る。

像は聖観音菩薩が結跏趺坐した坐像であり、像高は119cmを測る。頭部は髪を結い宝冠をつけ、宝冠中央には盛り上がりの表現がある。観音菩薩の宝冠には阿弥陀如来の化仏が付くのが通例であるから、おそらくその表現であろう。また、肩にかけては垂れ下がる盛り上がり表現がある。垂髪か天衣、もしくは両者が重なりあったものと思われる。面相は風化のためよく観察できないが、柔軟な感じを受ける。体躯は比較的細身である。首に三道の筋があり、右手は胸前で施無畏印を結び、左手には未開敷蓮華を持す。右腕には臂釧が観察され、左腕にもかろうじて臂釧の痕跡を残している。両脇から両手首にかけては天衣が垂れ掛かり、胴部にも天衣と思われる横方向の盛り上がりがある。胸にも横方向の盛り上がりがあり、条帛か天衣の表現であろうと思われる。膝部には裳のひだが刻まれている。

光背の様式は二重円光光背である。頭光の方が身光より一段高くなっている。

なお、第4図は石仏を等高線で測量したものであるが、顔部は2ミリコンタ、他は5ミリコンタのため、顔がやや突出気味に見えている。

**台 座** 台座は現況では土中に埋もれ、その形状を知ることすらできなかったため、発掘によって明らかとなった所見を含め説明をする。

台座は第5図を見れば明らかのように、南側を除く三側面に蓮華を彫り出した蓮華座であり、蓮華部の下は円筒形の突出となっている。蓮弁は幅広で、先端中央が返りとなっている。弁数は12弁が観察できる。蓮弁のない南側面は、粗整形で終えられている。蓮華座の長辺の長さは99cmほど、高さは40cmほどである。

石材は花崗岩であり、質的にも本体の石質と同じである。

**仏前具** 石仏の前には花崗岩製の直径23cmほどの円筒形花立が2本、その間に花崗岩製の一辺25cmほどの焼香用石升、その前に径50cmほどの花崗岩製の礼拝石が置かれている。円筒形花立と石升は後に置かれたものであろうが、礼拝石については石質が本体に近い。しかし、当初よりの付属品であるかどうかは分からぬ。



第4図 東屋觀音実測図

名 称：石造聖觀音菩薩坐像。

通 称：東屋觀音。

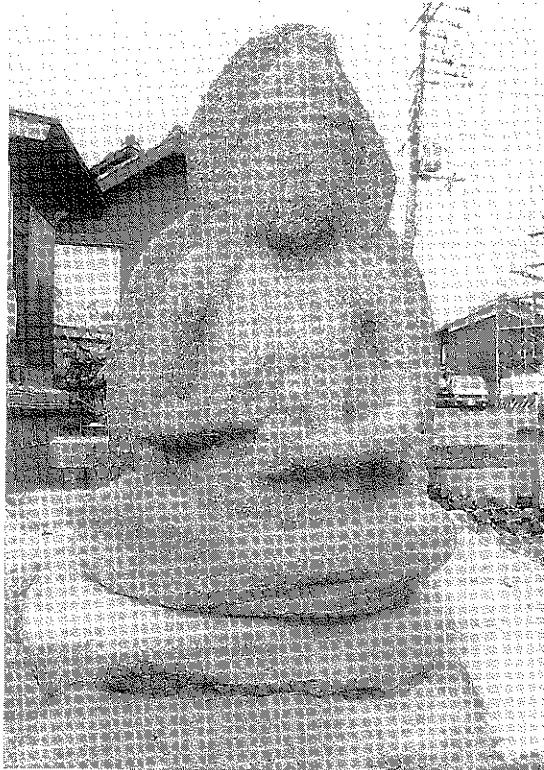
時 代：鎌倉時代後期。

材 質：花崗岩製。

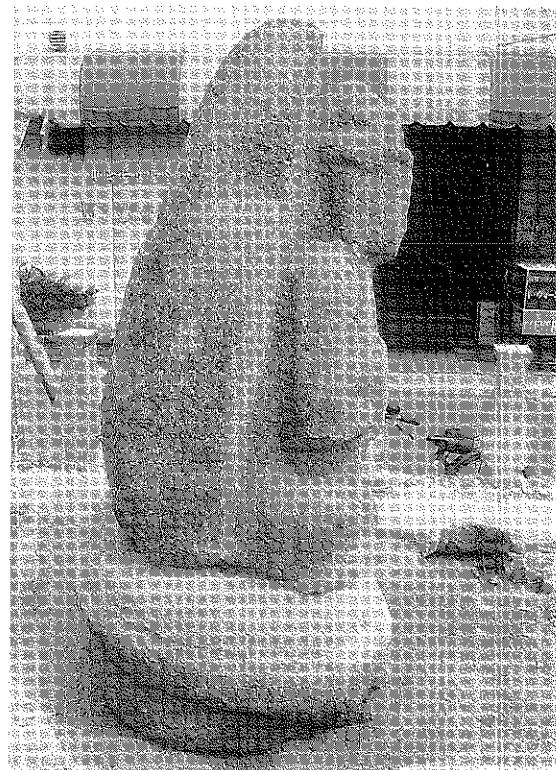
法 量：本体全高125.5cm、像高119.0cm

指 定：宇治市指定有形文化財。

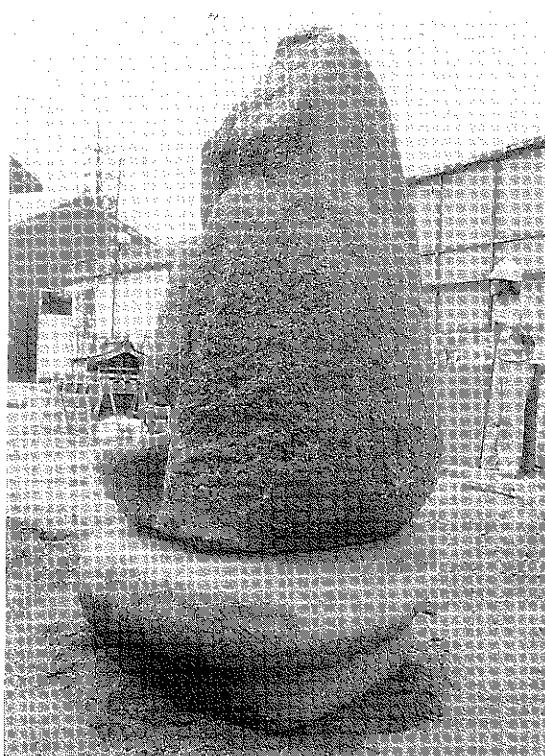
指定年：昭和47年度。



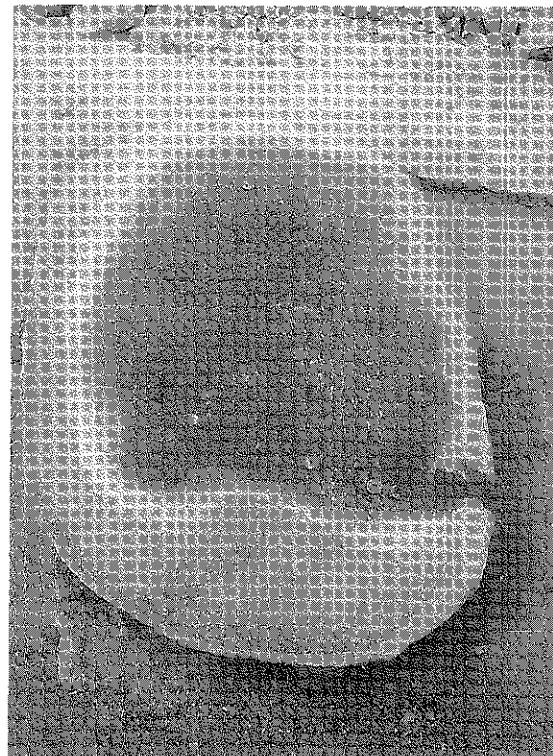
A. 正 面（南面）



B. 側 面（西面）



C. 背 面（東北面）



D. 台座上発見の古銭

第5図 東屋観音写真

### 3、発掘調査の概要

#### A、発掘調査の工程

発掘調査は現況の記録作成のため、まず測量・写真撮影より開始した。その後、樹木を伐採し、宝篋印塔・灯籠・石高欄については移設のために解体し、覆堂については新調を予定しているため解体廃棄した。このような現況基壇上の石仏以外のものを撤去した後、石仏の移転に着手した。まず埋もれている台座周囲の土砂を除去したところ、石仏正面を除く台座の三側面に蓮弁が彫られていることを確認し、また、石仏が台座ごとやや前傾している原因が現況基壇南西隅にある桜の根が台座下に延び、その成長圧によるものであることが理解された。

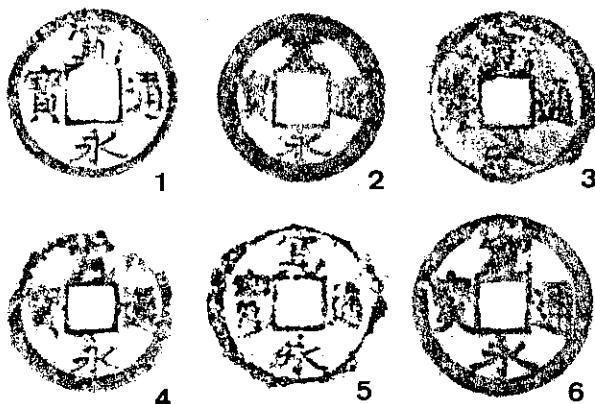
これら文化財の移転地は、府道拡幅に伴って廃止される宇治市道の一部が充てられることとなっていたため、一旦その確保まで仮移転場所に設置し、この仮移転が完了した後に発掘調査の掘削に移ることとした。

表土掘削はもっぱら人力で行い、廃土は可能な限り搬出処分した。この結果、現基壇表土の30cm程下に集石や花立などを発見し、この検出面は北を除く三方に石垣を組んだ基壇様の構造になっていることが理解された。この検出した基壇様遺構を下層基壇と仮称する。

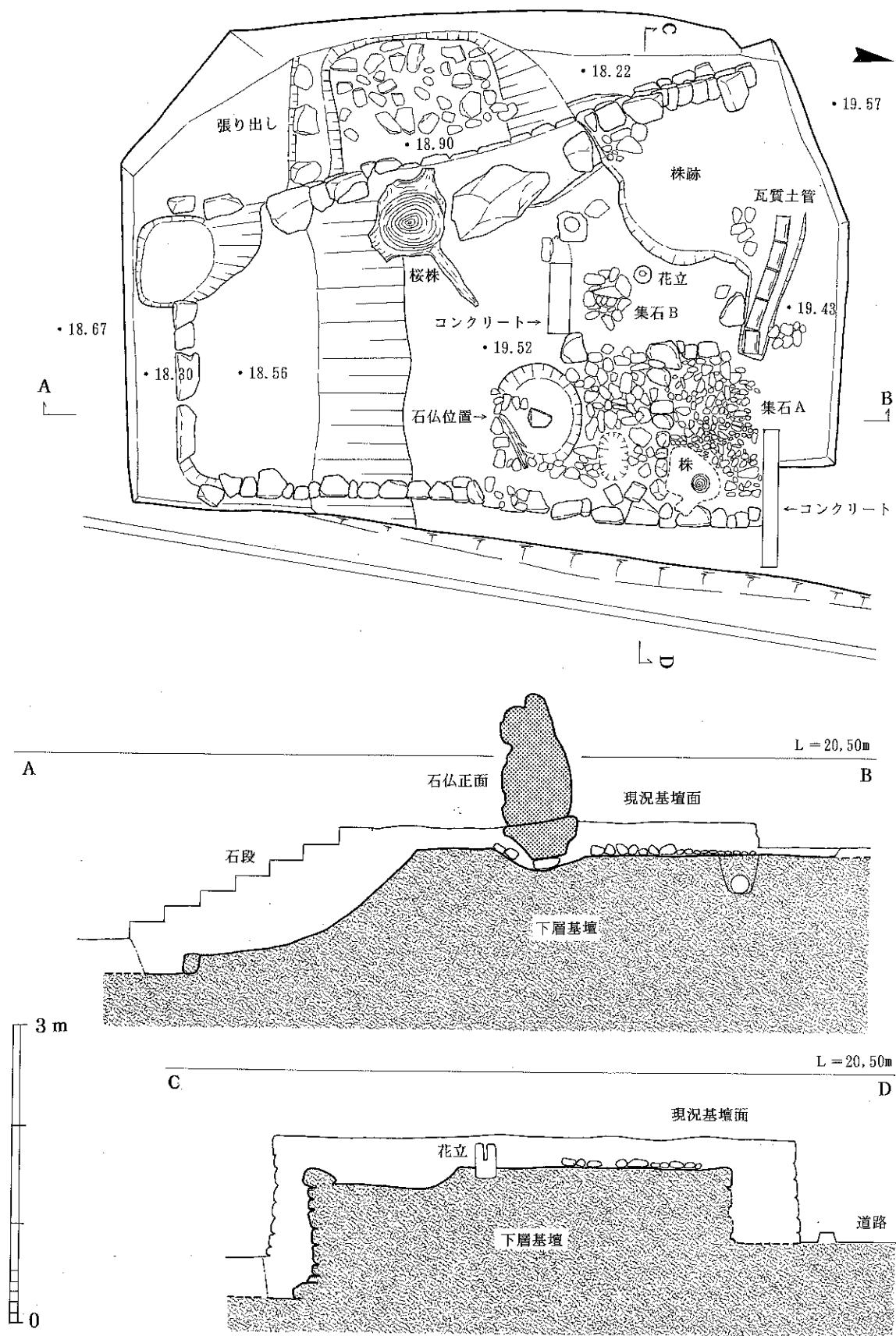
なお、下層基壇の調査を終了した後に、さらに下層に遺構があるか否か断ち割りを行ったが、特段の変化は認められなかったため、発掘調査を終了することとした。

#### B、石仏台座出土の古銭

石仏本体を台座から取り外したところ、本体底面と重なり合っていた台座上面の西に4枚、東で1枚、計5枚の古銭を発見した（第5図-D、第6図1～5）。さらに台座を取り上げたところ、台座下の根石付近で古銭が1枚（第6図6）出土した。台座上発見の古銭には、圧迫による変形が認められ、鋳化も進んでいる。いずれも寛永通寶であり、特に第6図1は18世紀中頃の元文期に鋳造された延尾錢と呼ばれるものではないかと想定できる。他の古銭については鋳造年代がはっきりしない。また、台座下出土の古銭も寛永通寶であり、残りはよい。おそらく明暦2年(1656)に初鋳された鳥越銭と呼ばれるものであろう。



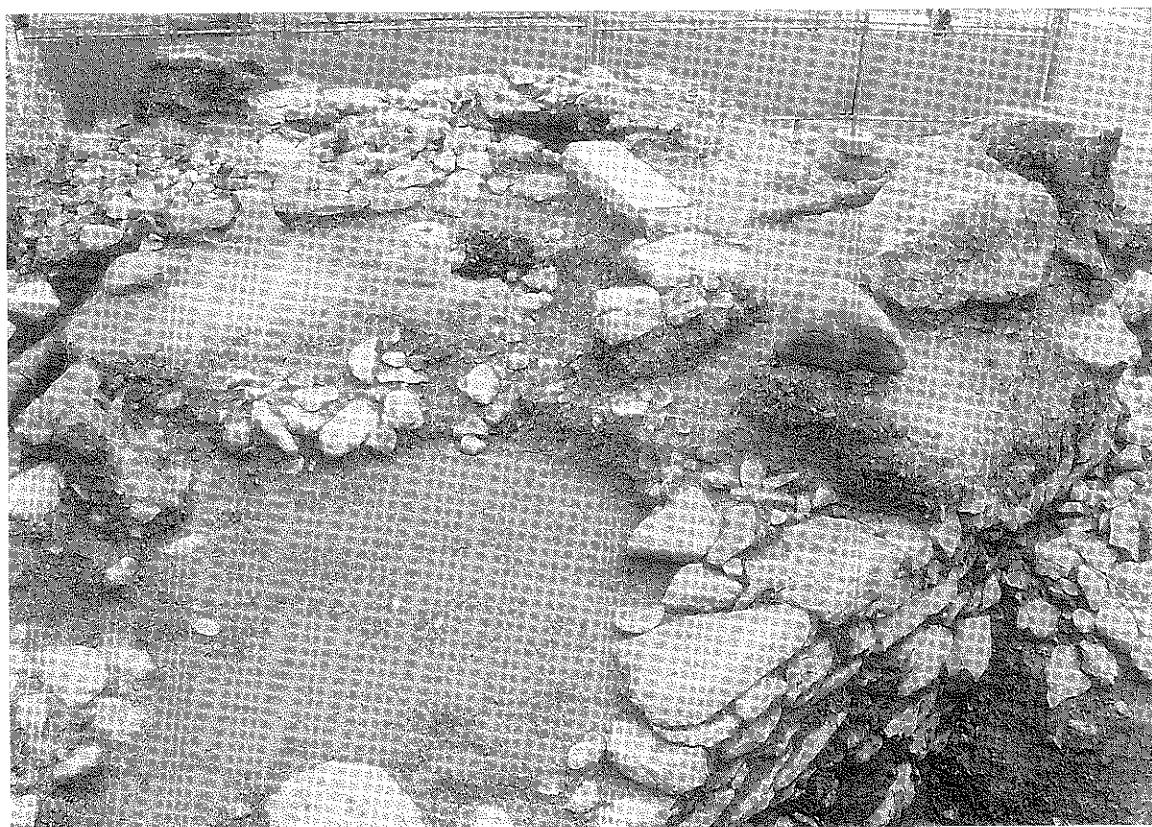
第6図 石仏台座出土古銭 (1/1)



第7図 発掘した下層基壇の平面・断面実測図



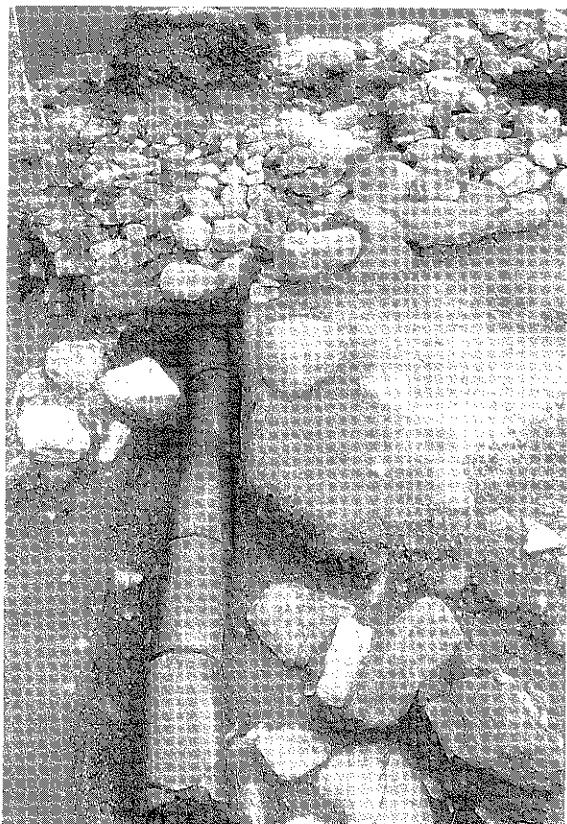
第8図 下層基壇発掘全景写真（南から）



第9図 下層基壇上面状況写真（西から）



第10図 下層基壇の集石Aと石仏の台座下の状況（西から）



第11図 下層基壇の瓦質土管



第12図 下層基壇東辺石垣（南から）

### C、下層基壇

下層基壇は、現況基壇の中に埋め込まれており、かつその南半部は現況基壇により削り取られ基底部のみが遺存する状況で検出できた。検出長は南北6m、南端での東西幅2.8m、北端での東西幅4.7mであり、北側は調査地外へ続く。ただ、当地点の地形は北上がりであるため、北端は石垣を用いずそのまま周辺地形に移行している可能性が高い。

下層調査の結果、この下層基壇の築造方法に関しては、北上がりの自然地形を基盤として、地山と同質の混礫淡褐色土面を盛り上げ、石垣で囲ったものであることが理解された。なお、下層調査では古墳時代後期の須恵器小片が数点発見されたが、遺構については全く確認できなかった。

**石垣** 下層基壇擁壁としての石垣は、北を除く三方で検出した。使用石材は一抱え程の頁岩や砂岩・チャート類が主で、乱石積様に組まれていた。特段の裏込めは認められない。遺存高は西辺で約1.5m、東辺で約80cmである。南辺は基底石のみである。

**上面の施設** 下層基壇の上面で検出した施設は、石仏の据付穴、集石A、集積B、瓦質土管暗渠、花立等である。上面部分において、土器等が集中して残されていた状況は特に検出していない。

石仏の台座を据え付けた穴は、長径約1m、深さ50cm程の楕円形で、底部に平たい石をおき、周囲に根石を配置している。この据付穴からは前述した寛永通寶が1枚出土した。下層の調査を深さ1mまで実施したが、特段の変化はなかった。

集石Aは石仏の据付穴北で検出した、小石に国産陶磁器片・桟瓦片を混じえた礫敷きで、南北幅約2m、東西幅約1mのものである。状況的に礼拝用の礫敷きと考えられる。瓦質土管暗渠は、この集石Aの下をとおり石垣東辺に開口していた。

集積Bは集石Aの西側で検出した、石を盛り上げた直径1m程の施設で、内部及び下層の調査を行ったが、特段の変化は認められなかった。

この集積Bの北西に接して、直径15cm程の花崗岩製の円筒形花立が据えられた状況でみつかり、その西に花崗岩製五輪塔の火輪部が残されていた。

**年代** 下層基壇の造営年代については、基壇盛土内から近世瓦片が見つかっていることと、石仏台座下の据付穴から寛永通寶の鳥越銭が出土していることを考え合わせると、17世紀中葉を溯るものではないと想定できよう。また、下層基壇が埋められ、現況基壇へ変更にされた年代については、集石Aに混入している遺物、特に桟瓦片の状況から江戸後半の時間幅の中に求めることができる。この年代観は石塔・石灯籠の紀年銘とも矛盾しない。このように、下層基壇は、概ね江戸時代中期から後期にかけて機能していた施設と考えてよく、現況基壇への変更は江戸後期から幕末の間と想定できる。

## 4、まとめ

以上、今回の発掘調査の概要を述べてきたが、その成果を再度ここで整理し、本報告のまとめとしたい。

### A、遺構の変遷

今回の発掘調査では、東屋觀音と通称される鎌倉後期の石仏と同年代の遺物・遺構は全く検出されておらず、その造立時の状況については不明といわざるをえない。

石仏が、同地点に確実に存在したことが理解できる最も古い時期は、下層基壇の造営時である。その年代は、前述したとおり寛永通寶の鳥越銭の出土からみて明暦2年(1656)を溯ることではなく、かつ灯籠の延宝7年(1679)と元禄4年(1691)の紀年銘を考え合わせると、16世紀末頃と想定できる。この時点より前に石仏が同所に存在した確実な証拠は、現時点では見出されない。

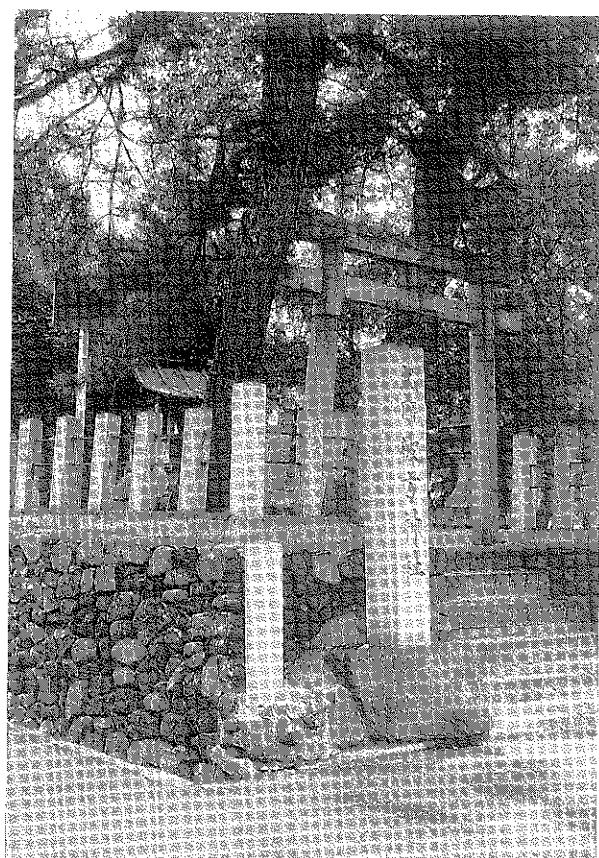
石仏は、現況では南面して安置されていたが、下層基壇では礼拝施設と想定できる集石Aが石仏の北に接して検出されたため、16世紀末頃に同所に安置された時は北面していた判断

できる。

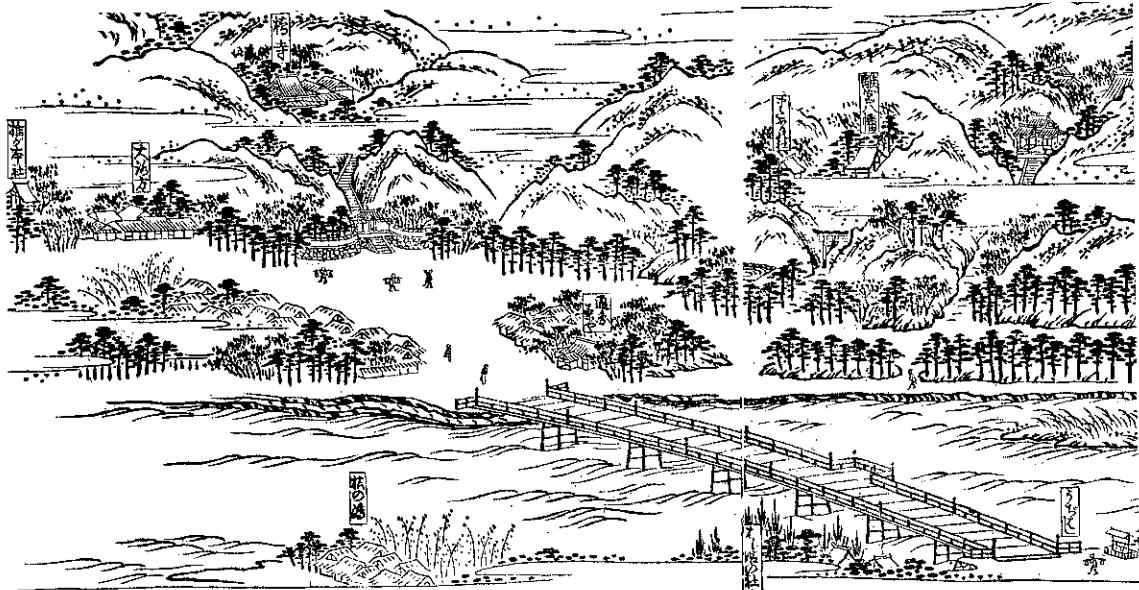
このことは、発掘時に下層基壇に据え付け状況で検出された台座部が北側正面であったことも大きな状況証拠である。すなわち、石仏は下層基壇が造られた段階では台座に合わせて北面しており、その後、南に階段を持つ現況基壇の構築に合わせて、石仏のみが南向きに置き直されたため、石仏と台座の正面が反対となったと考えられるのである。台座上の古銭は、この時のものと想定できる。

現況基壇は、その後、昭和初期に石高欄や石垣が整備され、ほぼ調査前の姿に確定したと想定できる。

現況基壇造営の時期は、台座上発見の寛永通寶が18世紀中頃に鋳造された延尾銭を含むこと、そして集石Aに混入している遺



第13図 彼方神社（椎が本古跡）現況



第14図 江戸期の乙方（大路方）町（『都名所図会』より）

物の年代が江戸後半に比定できることから、おそらく江戸後半でも末葉に近い時期であったのではないかと考えられる。いわば、石仏が南面しその前に石段を持つ調査前の状況は、基本的には江戸末期の姿と判断できるのである。

#### B、『源氏物語』宇治十帖の古蹟

宇治市東部地区は、『源氏物語』宇治十帖の背景とされた土地で、その古蹟といわれる場所が散在している。いうまでもなく、これらは古典文学にまつわるもので、歴史的な史跡とは全く関係ないが、広く『源氏物語』が読まれる中で何時ともなくその場所に仮託された、文学古蹟とも呼ぶべき性格のものである。本石仏が「東屋觀音」と通称されるのも、その一つである。

このような『源氏物語』文学古蹟が宇治に登場するのは、17世紀後半のこととされ、18世紀に入るとほぼ定着をしたらしい。江戸中期の著名な『都名所図会』には、宇治の『源氏物語』文学古蹟が詳しく紹介され、この中で東屋觀音は乙方（大路方・彼方）にある宇治十帖の古蹟として、椎が本社（第14図左端）に隣接する場所として文中に記されている。

発掘調査で明らかとなった石仏の下層基壇の整備は、このような江戸中期における名所・名蹟の再評価とほぼ同時期に行われており、いわば石仏が『源氏物語』の「東屋」に関する文学古蹟として疑似比定されたのを直接の契機として、整備が行われた可能性が指摘できるのであり、その後も信仰の対象物という石仏本来の性格と、いわば観光資源としての文学古蹟側面を持ち合わせながら、前述した変遷を遂げ現在に至るものといえよう。その点においては、本古蹟も近世史の一端を窺う歴史的遺跡としての位置付けも正当であろう。

## 抄 錄

ふりがな	あずまやかんのんはっくつちょうさがいほう							
書名	東屋觀音発掘調査概報							
副書名	宇治市指定文化財石造聖觀音菩薩坐像移転に伴う発掘調査							
卷次								
シリーズ名	宇治市埋蔵文化財発掘調査概報							
シリーズ番号	第36集							
編著者名	杉本 宏							
編集機関	宇治市教育委員会							
所在地	〒611 京都府宇治市宇治琵琶33番地 TEL(0774)22-3141							
発行年月日	1996年3月31日							
所収文化財	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	原因
		市	遺跡番号					
せきぞうしきょうかんのん 石造聖觀音 ぼさつざぞう 菩薩坐像	宇治乙方5	20264		34度 53分 26秒	135度 48分 36秒	950901 ～ 951009	30 m <sup>2</sup>	道路拡張
文化財名称	種別	時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
石造聖觀音 菩薩坐像 及び 所在地	石造品 及び 土地	鎌倉 及び 江戸	石垣基壇 集石		古銭・瓦 瓦質土管		宇治市指定 文化財	

---

(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第36集)

## 東屋観音発掘調査概報

—宇治市指定文化財聖観音菩薩坐像移転に伴う発掘調査—

発行日：平成8年3月31日

発行者：宇治市教育委員会

編集：社会教育課 文化財保護係

製作：(有)新進堂印刷所

---

